

○予算決算委員会総務分科会

---

平成30年3月16日（金曜日）

午前10時 0分 開会

午後 4時15分 閉会

---

午後2時45分 再開

○九里雄二委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、財政課長にお尋ねをいたします。

議会費についてでございますけれども、本会議場におけますインターネット中継、またこの録画の映像についてでございますけれども、これの改修のための予算要求が行われたと思っておりますけれども、今回の予算案にはこれが計上されていないという状況でございますが、その理由についてお伺いをいたします。

○増田達男財政課長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

確かに、議会事務局のほうから議会のカメラの更新の要求が出ておりましたが、予算案としては見送っております。内容といたしましては、画像のほうの解析度が悪いというふうな内容と経過年数がたっているというふうなことでの要求でございました。ヒアリングをする中で、実際に故障をしていないということでもまだ運用が可能であるということと、あとネット中継するに当たりまして、画像の解析と情報量の関係で、まだ調査する必要があるということと判断いたしましたので、今回については予算計上を見送ったところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 市民の皆さんも中継をごらんいただいている方も多いと思うんですけれども、ここは大会議室でございますので、この部屋の設備はまだましといったような画質でございますけれども、特に本会議場の映像の画質については、非常に何と言いますか、かすんでいるようなものでございまして、本日の委員会の冒頭、森田委員のほうから、春がすみという話もございましたけれども、本会議場のインターネット中継の映像、これ年中かすんでいるんですね。これぜひやっぱり議会の中の議論がどのように行われているのか、これをやっぱり透明性を確保して、もっと明るい議会で市民の皆さんにごらんいただくというこういったことが今後また重要になってくると思いますので、私、調査いたしましたら、平成5年に導入された設備なんですね。25年もたってしまっている機器でございますので、そういった経過年数等も含めて、ちなみに手元に電卓が置かれているんですけれども、委員の皆さん、電卓が置かれております。見ましたら、購入年度、昭和61年となっております。これもやっぱり議会費というのはそんなに削られるものなのかというふうには私はちょっと不思議に思いまして、ちょっと質問させていただきました。どうもありがとうございます。

続きまして、一般会計予算の歳入について、固定資産税に関しまして、資産税課長にお尋ねをいたします。

ことは3年に一度の固定資産税の評価がえの年に当たりますけれども、資産税課においては、

特に現在、事務がふくそうしている時期であろうかと思ひまして、大変御苦勞に存じます。昨年、平成29年11月2日の総務委員会でも私から質問いたしましたけれども、固定資産評価に関して、砂防指定地のうち山林については2分の1を乗じて算出することとされていることに関しまして、改めてお尋ねをしたいと思ひます。

奈良市は平成27年当時において、より正確な図面とされる資料に基づいてこの減額措置を適用することとして実施し、それから3年が経過いたしました。昨年11月の段階になっても、奈良県からは砂防指定地の面指定に係るほとんどの箇所については、正確な図面の提供がないという状態が続いており、固定資産税の課税事務上の重大な影響が生じ得るものと認識をしております。さきの委員会で私から質問した際には、資産税課長は前向きな御答弁をされましたけれども、その後は奈良市としては、奈良県に対してどのような要求をどのようにされているのか、御説明願ひます。

○佐野彰計資産税課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

砂防指定地内にある山林につきましては、2分の1を限度といたしまして、固定資産税評価額を減額しております。指定地内では位置の特定が困難な地域もあり、減額措置を行うためにも、対象となる土地を明確にする必要がございます。そのため、最新の資料を提供いただけますように平成29年11月30日付で文書により奈良県砂防・災害対策課に依頼したところでございます。

以上です。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

砂防指定地の特定に関する資料の提供についてということで、資産税課長から奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課長宛て、依頼をされているところでございます。

奈良県は奈良市が平成27年の評価がえの実施に当たり、当該減額措置の適用に踏み切るに当たりましては、遅くとも次回の評価がえの時期、つまり平成30年の評価がえに間に合う時期には正確な図面を提供するものと説明したということが私ども日本維新の会の調査で判明しておりますが、そのような事実認識で相違ございませんでしょうか。

○佐野彰計資産税課長 引き続きお答えいたします。

平成27年の固定資産税の評価がえでは、県から提供いただいた資料は精度の面からも不十分なところもございました。平成30年度の評価がえでは、精度の高い地図の提供をお約束いただいております。今回の評価がえにあわせまして、平成29年6月21日付で最新の砂防指定地図と電子データの提供をいただいているところでございます。

以上です。

○三橋和史委員 現在、奈良市内においては、いわゆる面指定、線指定と呼ばれる砂防指定地の箇所があるかと存じますが、面指定について最新のデータというのは、つまり何年何月ごろの分ということでしょうか。

○佐野彰計資産税課長 引き続きお答えいたします。

砂防指定につきましては、河川からの距離や標柱等を表示して行われるもの、いわゆる線指定とか標柱指定と呼ばれるものと、字や地番を表示して行われるもの、いわゆるこれが面指定でございますけれども、奈良市には線指定、標柱指定及び面指定された一部分の資料の提供を受けております。今後は課税の公正性の観点からも、面指定されました砂防指定の位置が特定できる精度の高い地図の提供を県砂防・災害対策課に求めていきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 質問の内容は面指定と線指定のうち、ほとんどが面指定に係る砂防指定地が奈良市内では行われているということなんですけれども、平成26年ごろに提供があったということで間違いはないですね、最終の分が。

○佐野彰計資産税課長 最新でいただいております地図は先ほども申しましたとおり、平成29年6月21日付で最新のデータをいただいております。

以上です。

○三橋和史委員 面指定に係る分の砂防指定地のうち、大体何割程度が最新と申しますか、正確な砂防指定地の地図の提供を受けていますか。

○佐野彰計資産税課長 お答えいたします。

資産税課ではパーセントまではわからないんですけれども、今回面指定いただきましたのは、鹿野園町の一部の地域で面指定の部分をお願いしております。

以上です。

○三橋和史委員 そうしましたら、それ以外の地域はほとんど正確性が期されていない状態の資料提供にとどまるということでしょうか。

○佐野彰計資産税課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

平成27年の評価がえを行おうとする時期、その当時において奈良県は正確な図面の提供をすると言明を行ってきたわけでありまして、しかも昨年にも奈良市が要求をしているにもかかわらず、ほとんどの面指定に係る砂防指定地の正確な図面の提供がなく、結局は今回、平成30年の評価がえには間に合わなかったということでございます。奈良県においては、人事異動等でGISを使用する能力のない職員が配置されるなどの影響で図面の作成ができない状況になってしまったというように私どもは考えておりますけれども、こういった事情は奈良市や納税者であります奈良市民には全く関係のないことございまして、奈良県には奈良市との約束どおり、早期に図面を整備して提供していただくというのが筋であろうというふうに考えております。

予算編成に当たりまして、奈良市においても固定資産税収入額を計上されているわけでありまして、固定資産税の課税主体である奈良市としては、正確な図面の提供がない状況がこのまま続けば、やはり課税の適正性にも影響が出かねないというふうに思うんですけれども、奈良市としてはどのような認識をお持ちでしょうか。課税の適正性に影響が出かねないというふうに思われませんか。

○佐野彰計資産税課長 お答えいたします。

課税の公正性の観点から申しますと、やはり面指定された地図をいただければ、一番それが正確だと思われまして、できる限り面指定の地図を求めていきたいと考えております。

以上です。

○三橋和史委員 奈良県は平成30年度の評価がえに間に合うように正確な図面を提供すると説明していたにもかかわらず、本年2月22日の県議会、防災・県土強靱化対策特別委員会において、砂防指定地台帳の正確な図面の作成は今後約20年間を要するという答弁をされていることが判明しております。今後約20年間も正確な図面が提供されないということになれば、課税主体としての奈良市にとっても不適正な課税としての批判を免れないという事態になりかねないというふうに考えますけれども、やっぱり奈良市としてもこの20年間を要するというのは非常に長過ぎると、

当初の約束とは違うということで、やはり今後も早期に正確な資料を提供するよう、県に対して要望していただきたい。また、遅くとも次回の評価がえ、つまり平成33年より前に砂防指定地に係る正確な資料を要求していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐野彰計資産税課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、面指定されました地図がいただけるのが一番ありがたいんですけども、何分相手のあることですので、県のほうには依頼をしたいと思っておりますけれども、33年に県が実際間に合わせてくれるかどうかは、私は今、何とも言えませんので、要望はしていきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 奈良市としては当然要望をしていただくという答弁でございますので、それで結構かと思っております。またよろしく願いいたします。

次に、法制事務の観点からお尋ねをいたしますけれども、歳出のうち、法制事務経費や研修費などが計上されておりますが、法制事務の観点から、この観点からの職員養成について、総務部長にお尋ねをいたします。

公務員試験といいますと、一般的には憲法や民法、また行政法などの法律の分野からの出題があり、法律に関する一定の知識を問う内容が含まれるものであるというふうに思いますが、奈良市の職員採用試験においては、平成24年度から民間企業などにおいて広く用いられている基礎的な言語的理解や論理的思考について問う内容のSPIによって基本的能力を確認するにとどまっております。法的知識などは問うていない状況であるということがわかっていますが、間違いございませんか。

○乾 尚浩総務部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

職員採用試験の最近の状況についての試験内容についての御質問になっております。現在はSPIの方法を導入させていただいて、委員お述べのとおり、言語的理解や論理的思考等を確認する方法を取り入れております。

以上です。

○三橋和史委員 SPIによることが現在、奈良市の見解では、これに加えて面接等を行った上で、これが人物重視の採用方法だというふうにされているんですけども、SPIで出題される、例えばですよ、食塩水の濃度計算とか、小学校とか中学校の入試問題のような試験だけでは、やはり行政職員としての人物の適性をはかる指標になっているとは私は思わないわけでありまして。

私は従前より代表質問などにおいても厳しく指摘させていただいてきたところでございますけれども、各部署の所属長、また各担当者においても、それぞれの担当業務における法令・例規を全て理解した上で業務に当たっていただくということが当然であるというふうに思っております。少なくとも行政職員には一定水準以上の法的知識や法令解釈の能力が最低限求められますし、それがなければ法律による行政を担うことなどできるわけはありません。しかしながら、以前から申し上げておりますように、現実には法的理解に乏しいゆえに、不適正な事務執行が行われてしまっていると考えられる事例が散見されるわけでありまして、これの不利益は結果的には市民がこうむるものになってしまうわけでありまして、平成30年、本年2月6日の総務委員会でも提案したところでございますが、行政法の基礎に関する研修、採用試験や昇任試験、また人事考課などを通じ、客観的な指標を用いて、各職員の法務能力の把握及び向上に向けてこれを生かしていただきたいというふうに考えております。

これらのほかにも例えば、民間企業などでは習得すべき資格や技能を取得した者には点数化などの客観的に把握できるような方式で処遇や評価に反映させるなど、自己啓発に取り組む動機づけを行う工夫が行われている事例も多くございます。奈良市でも法制事務の観点から、この観点からの職員養成についての対策を行っていくべきであると考えますが、その後の方針はいかがなっておりますでしょうか。

○乾 尚浩総務部長 お答えさせていただきます。

職員の法務能力等の向上対策についての御質問でございます。本市では、職員の採用時の研修におきましては、地方公務員法や地方自治法に関する研修、弁護士資格を持つ特定任期付職員による法令遵守研修を通じて、そうした知識を改めて取得する機会を設けてはおります。それ以外にも各種派遣をして研修を受けるような体制もとっております。さらに、各職場で、各業務ごとにおいてやっぱり扱う法令というのはさまざまでございますから、業務を進める中で、いわゆる各職場において求められる知識やスキルを身につけるための現場での教育、いわゆるOJTを各職場でも行っているところではございます。

しかしながら、やはりその能力について、まだまだ向上を進めていかなければならないということも考えておまして、委員御指摘のとおり、この法令知識や法令解釈のスキルは自治体職員に必ず必要なものであり、研さんに努める必要があるというふうに考えており、研修等に加えて、知識やスキル取得に向けた啓発活動、昇任試験の際に知識やスキルを問う機会を設けることや人事考課を活用して職員が知識やスキルの取得に努めることを促すなど、職員の法律知識の習得や法令解釈のスキル向上に向けた取り組みについて、より具体的に検討して、可能なものから早期に実施し、職員のレベルアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 非常に前向きな答弁でちょっと驚いておりますけれども、ありがとうございます。

一般の行政職員の能力向上について、昇任試験、また人事考課などを通じて、こういった観点を取り入れまして、客観的な指標に裏打ちされた知識を持つ職員かどうかという点を確認した上で人員配置等を行っていくということは非常に大事であろうというふうに思っております。非常に前向きな答弁で、実現に向けた取り組みを期待をいたします。現在の職員をどのように養成するかということは、10年後、20年後の幹部職員の質を左右するわけでありますから、将来の奈良市役所の質そのものに影響するわけでありますので、若手世代の代表の一人として、ぜひお願いをしておきます。ありがとうございました。

続きまして、市職員の外部派遣についてでございますが、人件費の観点から、市職員の人事施策といえますか、副市長にお尋ねをいたします。

私ども日本維新の会の調査によりますと、奈良市は奈良市以外の行政機関等に対して多くの市職員を派遣しております。派遣職員の給与を奈良市が負担しているという実態が明らかになりました。その年間の合計金額は1億7401万2000円にも上ることが判明しております。奈良市以外の機関で労務提供しているにもかかわらず、なぜ奈良市が人件費を負担しているのか、理解できないという問題でございます。中には市職員の技能向上などの研修目的に派遣しているという場合もあるものと思っておりますけれども、私が全く理解できないものの一つは、以前どこかでも申し上げたかもわかりませんが、奈良県が事業主体である西九条佐保線街路事業という道路整備事業を行う奈良県幹線街路整備事務所——これ奈良県の事務所でございますが、そこに7名もの市職員を派遣して、年間約4924万9000円もの人件費を奈良市が負担しているというものでございま

す。奈良市はさきの定例市議会においても、わずか数千万円の財源を見出すことができないとして、障害者の医療費負担等を増大させる施策の実施を決定するなど、財政にも余裕がない状況であるとして、見解を出してはいたはずでありますけれども、この奈良市の見解に従えば、人件費は奈良市の負担として、市職員をほかの行政機関に派遣する余裕など全くないというふう思うわけでありまして。しかし、奈良市民から奈良市の施策のためにお預かりをしている税金約5000万円を使って、奈良県の道路事業に市の職員を充てているという実態が存在する。来年度予算においてもそれが継続されている。まずその根拠をお答えいただけますか。

○向井政彦副市長 他の行政機関等に派遣して市がその給与を負担しているというのは、そんなに多くはないですが、いろいろなパターンがあると思います。一番はっきりしているのは先ほどおっしゃった研修ということで、国なり県なりというのがあります。今回のおっしゃっている西九条佐保線の話につきましては、これ県と市との協議の中で、最終的にはやはり市としての重要性というか、必要性というか、市にとっても非常に有効なものであるという判断ということで市の職員としての身分のまま行っているということでございます。

○三橋和史委員 確認なんですけれども、この西九条佐保線街路事業というのは、奈良県の事業ということで間違いありませんか。

○向井政彦副市長 奈良県の事業でございます。

○三橋和史委員 そもそも地方自治法によりますれば、都道府県は市町村を包括する地方公共団体として広域にわたるもの、またその規模及び性質において市町村が処理することが適当でないものなどの行政事務について担当するものと明記されているものでありまして、それを踏まえて、都市計画法などの個別法などによりますと、技術的にも財政的にも市町村が実施することが困難であるものである場合は都道府県がその役割を担うこととされているものであります。この点から考えると、県の事業自体の費用に奈良市の負担がないのは当然であって、市内において行われる事業であるという事実は、それに従事する職員の人件費を奈良市が負担する根拠にはなり得ないというふうに思うんです。現に奈良県内の他市町村においても、奈良県が事業主体として実施している道路事業に対して、人件費を市町村の負担で7名もの職員を派遣しているという例などございませんし、仮にあったとしてもその適法性、妥当性には、また公金の支出の観点から疑義があるものと言わざるを得ないというふうに思います。

奈良市内の事業として行われている奈良県の事業についても、奈良市の観光振興、利便性向上、また安全性の向上に資する事業は数え切れないほど行われているわけですが、いずれも奈良県は先ほど申し上げた法の体系から、奈良県自体の責任に基づいて行われているものであって、その福利を奈良市民が享受することを理由に奈良市が人件費を負担して市職員を派遣するというのは、論理的な説明になっていない。ほかに正当な理由がないなら、奈良市が人件費を負担している状態、これを是正していかなければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○向井政彦副市長 今、委員のおっしゃったその考え方というのも一応理解はできます。ただし、この事業につきましては、西九条佐保線、多分あれ最終的には市道になると聞いておったと思いますが、いずれにしましても県と市が協力してやるということであれば、その中に奈良市の職員がその身分のまま事業に当たるということをもって、それが直ちに違法であるということではないと思っております。

○三橋和史委員 市道になるんですか。

- 津山恭之副市長 現道が市道であると聞いております。（三橋和史委員「いや、答弁不一致なので」と呼ぶ）
- 向井政彦副市長 訂正いたします。現在のあの線が市道ということでございます。
- 三橋和史委員 そうしましたら、この事業というのは、奈良県の事業じゃないですか。なぜ奈良市が人件費を負担して市職員を7名も派遣しないといけないのか、全く理解できないんですね。奈良市、非常に人手不足だということで、徴税事務も徴税吏員が少ないから滞納処分できずに不納欠損処理に回ってしまっているというような事例もあったというふうに記憶しておりますけれども、そういう中でこういう人件費の負担をして市職員を派遣するというのは、これはどういう根拠なのか、よくわからないんですけれども、ちょっと納得のいく説明をお願いできますか。
- 津山恭之副市長 当該事業の底地云々ということは今、委員おっしゃったとおりでございます。ただ、この事業自体が八条・大安寺まちづくりの事業の一環でもある、そしてまた新駅からのルートでもあるということで、本市としても非常に重要な路線であるという認識はしております。この方式につきましては、JR奈良駅の連続立体交差、あのときも幹線事務所へ市の職員を派遣した形でも進めておりました。そういう意味で、奈良市にとって非常に有益な事業であるということで一体となつての動きということの考えのもとで進めていると考えております。
- 三橋和史委員 だから、その説明が、奈良市にとっても有益だということが理由にならないというふうに思うんですね。奈良市の観光振興とか利便性向上、安全性の向上、これに資する事業というのは、奈良県が主体の事業でも数え切れないぐらいあるわけでありまして、それを理由にするなら、そういった事業にも市職員を派遣しないといけないわけじゃないですか。砂防事業や河川事業などもございますし、これは全部奈良県が奈良県の責任において行っている事業でありまして、奈良市民が、あるいは奈良市がその利益を享受するからという理由は、市職員の人件費を市が負担して、市職員を派遣するという理由にはならないんじゃないですか。
- 津山恭之副市長 全ての事業が、どんな事業も奈良市内の事業というのは当然市民に意味のある事業でございますので、その全てを市が参加してもいいと、そんな論理を申し上げているつもりではございません。この事業が特に数ある事業の中でもそういう意味のある事業であると考えて、この制度を進めているところでございます。
- 三橋和史委員 ほかの事業とどう違うんでしょうか。
- 津山恭之副市長 どう違うといたしますか、内容の重さであろうと考えております。
- 三橋和史委員 そういう内容の重さとかそういうのは主観の問題であつて、極端な例を出しますと、例えば国防というのは、奈良市民もかなり重い利益を享受しているわけでありまして、だからといって別に自衛隊に奈良市職員を派遣しないわけでありまして、それは国の責任として行われている。奈良県の事業も同じです。先ほど申し上げたように、広域的な市町村を包括する地方公共団体としての責任が地方自治法上も明記されていて、奈良県は奈良県の固有の責任に基づいて事業を行っている。だから、そこに対して奈良市は市民が利益を享受するからといって、その享受する内容が重いものだという事は、これは理由にならないと思うんです。もう一度、お願いします。
- 津山恭之副市長 やはり同じことを繰り返しますけれども、重み、そしてまた一体としてやることによってスピード化が図れるということで意義あるものと考えております。
- 三橋和史委員 繰り返しのやりとりで、ちょっと時間も限られておりますので、これまでにしますけれども、やっぱりこの奈良市の職員を奈良市が人件費を負担して、奈良県が奈良県の責任に

基づいて行っている事業に対して、労務提供という意味で職員を派遣するというのは、これは公金の支出という観点からも、また法体系から考えても、やっぱりこの役割分担を全く理解せず、奈良県に気を使いながら市職員を派遣しているというような実態が見受けられるというふうには言わざるを得ないので、仮に現状が適切でないということであれば、今後改善していただきたいというふうに思いますし、私、調査したところ、じゃ、どういう取り決めがあって市職員7名を派遣するんだというのは、そういうのもまたなかったと思うんですね。そういうところをもっと明らかにして、何となく県に言われたから市職員を派遣するんだということであってはならないというふうに思いますので、市職員の職務専念義務等にもかかわる話でありますので、その辺、よく検討して今後、改善を図っていただきたいというふうに思います。ちょっと時間がございませんので、次に参ります。

防災行政無線についてでございますが、防災行政無線聴取区域調査として予算250万円を計上されていることに関してお尋ねをいたします。危機管理課長にお尋ねをいたします。

先般私、文書質問をさせていただきましたが、文書による質問において、防災行政無線の可聴範囲——聞き取ることができる範囲でございますね、可聴範囲のカバー率についてお尋ねした項目について、市内の都市部のおよそ西部の面積ベースで33%、これが可聴範囲だという御回答がございました。私の感覚からしますと、現時点で奈良市内の防災行政無線、こんなに広範囲で聞くことができるのかという疑問があります。思うに、この33%というのは、何らかの音声聞こえるというような程度の範囲も含んでいるんじゃないんですかね。防災行政無線の可聴範囲というのは、通常理解でしたら、情報内容を聞くことができる範囲のことを意味すると思うんですけれども、この可聴範囲は33%というさきの御回答、これを訂正することはございませんか。間違いないんですか、この数字は。

○村上進一危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

可聴範囲の件につきましては、現在業者のほうが当初計画しておりました計画図をもとに、市のGISをもとに、市の危機管理課のほうで可聴範囲、つまりスピーカーから出る音達範囲の範囲をはかりまして、そのデータをもとに算定したものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 つまり情報内容が聞き取れない範囲も含まれていると、その可能性があるということですか。

○村上進一危機管理課長 お答えいたします。

あくまで業者の提示いたしましたカタログスペック上のお話でございますので、その部分が必ず聞き取れるかどうかというところまでは検証をいたしておりません。

○三橋和史委員 そしたら、実態はやはり可聴範囲は33%もないというわけでございますね。今回、可聴範囲の調査といいましても、さまざまな方法が考えられるわけでございまして、これについて今回250万円計上されているわけでございますが、奈良市においては、現時点ではほとんどの範囲で——33%未満という御答弁だと思っておりますけれども、実態は、現時点ではほとんどの範囲で未整備の状況であるわけですから、250万円も費やして行う調査以前の問題として、例えば机上検討だけでも明らかに聞き取ることができない範囲で、かつ危険区域に該当している地域などを特定することも可能でございますから、そういった箇所にスピーカーを設置すること自体を優先して行うべきだと思っておりますけれども、それはいかがですか。

○村上進一危機管理課長 お答えいたします。

委員お述べのとおり、可聴範囲の中には危険区域等も含まれる箇所も多々あると思います。その箇所におきまして、今回の250万円の調査を含めまして、不足している部分、穴があいている部分等を調査するために今回予算を計上いたしまして調査を行いまして、本当にスピーカーの設置が必要な箇所というものを設置箇所含めて調査費を上げまして調査をしたいと思っております。以上でございます。

○三橋和史委員 可聴範囲の調査といたしましたら、ある程度の地域で、大体の地域で聞き取ることができる段階になって、それでも聞き取ることのできない範囲がないかどうかを補完する目的で行われるものが通常だと思うんですけれども、いかがですか。奈良市が考えているこの250万円の可聴範囲の調査の方法、その方法は現段階で費用対効果を考慮して適切であるという納得のいく説明をしていただきたいんですけれども、いかがですか。

○村上進一危機管理課長 お答えいたします。

現状におきましては、調査をさせていただき予定はしておりますが、可聴範囲の、聞こえる・聞こえないという範囲も含めまして、机上検討及び実測調査もさせていただき予定をしておりますので、その結果をもとに詳細な整備を考えたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 机上検討はわかりますよ。実測調査をするまでもなく、ほとんどの地域で聞こえないんじゃないんですか。その時点で実測調査をしても、ほとんどの範囲で聞こえないというのがわかっていると思うんですけれども、それより実際のスピーカーをつけるというほうを優先したほうが市民の方は喜ばれると思うし、市の責任として国民、市民の生命、財産を守るという責任を果たすことができると思うんですね。

ちょっと時間がございませんので、次に行きますが、総務省消防庁からこういった、防災行政無線の同報系、これの整備に御理解をという冊子、いろいろな冊子がございますけれども、市町村向けにも災害情報伝達手段の整備等に関する手引きということで、総務省消防庁からもお示しいただいておりますけれども、この防災ラジオやエリアメールはしていただいていると思うんですけれども、この手引きによりましたら、防災行政無線に加えて多様な伝達手段を整備するとありまして、あくまで防災行政無線が基本的な情報伝達手段でありまして、それを補完する役割で防災ラジオやエリアメールがあるというふうな位置づけであるわけでございます。

実際、ある大規模災害におきまして、警報や避難情報の入手手段といたしまして、ラジオやメールがちょっと小さいんですけれども（三橋和史委員資料を示す）1%から10%前後にとどまっていたというものに対して、圧倒的に防災行政無線を避難情報などの入手手段としていたということが、そういった場合が多くて、一番伸びているのが防災行政無線ですけれども、そういったデータもございまして、防災行政無線で避難情報の入手をしたという場合が50%程度を占めるという事実もあるんですね。こういった防災の専門家によって整理されて、国の見解として示されているこの指針や各資料に対して認識をしていただいて、いろいろな国庫補助の内容もかなり細かく書かれておりますので、また御検討いただきたいというふうに思います。

私も前職におきまして、県庁の砂防・災害対策課というところで職をいただいております、各県内市町村さんに対して防災広報の助言等を行ってございましたけれども、奈良県や奈良市は全国でもこの防災行政無線のカバー率というのが非常に低位にあるという状況で、しかも奈良市が現状で整備に対して具体的な姿勢を明確にしていけないというのがかなり憂慮すべき状況であるというふうに思いますので、設置に向けた検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。危機管理課長、そのまま、ごめんなさい。

スポーツ施設整備事業費に関して、陸上競技場における大型映像装置の設置のために5億円が計上されているということについて、防災の観点からお尋ねします。

先ほど申しあげましたような住民の生命を守るための防災の設備が不十分である段階でスポーツ振興だけを目的とする5億円という巨額の予算を支出するというのは高額過ぎると指摘せざるを得ないというのが市民感覚であると思います。一方で、こういうディスプレイというのは防災上にも役立ち得るものだと思うんですけども、危機管理担当部局として、何かこういった観点から活用の御検討等されておりますでしょうか。

○村上進一危機管理課長 委員の御質問にお答えいたします。

大型映像装置の防災面での活用についての御質問でございます。

鴻ノ池運動公園につきましては、奈良市地域防災計画におきまして、災害時の広域避難地及び緊急輸送拠点施設、自衛隊災害用離着陸場、防災ヘリ離着陸場及びドクターヘリ離着陸場に指定されているところでございます。

御質問の鴻ノ池陸上競技場の大型映像装置につきましては、委員お述べのとおり、スポーツ施設としての機能向上が主な役割となっているところでございますが、委員御指摘のように、発災時は情報提供や救護活動等、有効な活用が考えられると思います。しかしながら、この大型映像装置の機能や仕様等がまだ明らかでないことから、今後の導入に当たりまして、その情報の取得と把握に努めてまいりますとともに、先進地の活用事例も調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これから検討するという答弁だったと思うんですけども、私はこれを予算計上する前に、そういった議員に示されている資料にも防災に資するものだという記述もございますので、そういった記述を書くのであれば、危機管理担当部局と原課としっかり連携をした上で、どういった仕様にするんだというものをしっかり議会で答弁できる、説明できるような状況にしてから予算計上していただきたいというふうに思います。発注してから仕様変更というのでもできませんし、やっぱり防災に資するというのであれば、どの程度資するんだというのが現状でやっぱり多分お聞きしてもお答えいただけないと思いますので、やっぱり具体的な仕様マニュアルとか計画なども作成を今後する必要があるというふうに思っております。

総じて言えば、先ほどの総務省消防庁から示されている災害情報伝達手段の整備等に関する手引き、こちらにおきましては、例えば奈良市の人口が密集まではしていないと思いますけれども、都市部の範囲の面積だけでありましたら、およそ5億円程度、防災行政無線を整備できるという参考値も出されている。同じ5億円を出すんだったら、どちらが市民の皆さんに喜んでいただけるか、そういった観点の予算の優先配分というの、財務部局においても検討していただいて、市長にもそういったやっぱり防災、福祉とか教育とか、そういった行政がしなければならないものの施策ができた上で文化振興とか、そういったものがあると思いますので、防災がまだ全国平均よりかなり低い水準にある、そういった現状でこういった予算の配分の仕方というのは、なかなか理解が得られないんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。また、それだけちょっと御検討をいただきたいというふうに思います。

最後に、きょう納税課長がお休みなんですけれども、財務部長に聞いてよろしいですかね。ふるさと納税に関して、歳入見込み額とか等々計上していただいているんですけども、ふるさと

納税というのは、全国の皆さんから奈良市に寄附をしてもいいだろうということでされているわけで、いただいているわけでありますけれども、奈良市民の皆さんも全国各地にふるさと納税をしているわけですね。そうすると、住民税等の控除額が発生して、本来奈良市に入るべき税金が入らないということも一方ではあるわけですね。ふるさと納税で一体幾らもうけているのかというのをお尋ねしたいんです、実質上。それをちょっとお答えいただけますか。

○中西寿人財務部長 委員の御質問にお答えをいたします。

今、ちょっと固まっている数字が平成28年ということですので、その数字でもって御説明させていただきますけれども、平成28年度中に奈良市のほうにふるさと納税で寄附いただいている額がおよそ2億2800万円、同じ年に奈良市民が他の都市に行ったふるさと納税額が11億2703万円、それが翌年度の税額控除ということになる分が約2億8000万円ということになります。差し引きとして約5000万円程度の収支赤字ということになるんですけれども、その分は翌年度、交付税措置、基準財政収入額の減ということで補填されますので、ほぼほぼ均衡かなというところで考えております。ただ、奈良市のほうからふるさと納税事業として返礼品とかを送っておりますので、その分、全体的な事業費を考えますと赤字というところがございます。

○三橋和史委員 ふるさと納税制度というのは、賛否両論あると思いますけれども、大都市に集中し過ぎている財源をやっぱり地方に移す必要もあるというような一つの観点だと思うんですね。奈良市というのは大都市じゃありませんから、ふるさと納税制度によって、やっぱり収入をふやさないといけない地域だと思うんです。寺社仏閣等もあって、いろいろな文化もあって、返礼品等も現時点でかなり工夫していただいているとは思いますが、でもこの奈良市でふるさと納税制度で赤字が発生しているというのは、ちょっと奈良市の持っている文化とかそういったものを考えたときに、やっぱり行政の工夫不足とか、努力不足とか、そういった御指摘が市民の皆さんからあってもおかしくはないと思うんですね。そういった点を踏まえて、やっぱりふるさと納税制度を黒字にするような方策、30年度はどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○中西寿人財務部長 お答えをいたします。

平成26年まで奈良市のほうとしても特段重立った対策は打っておらなかったわけなんですけれども、平成26年度、27年度から大幅に返礼品の枠を拡大したり、あとふるさと納税を受ける専用のポータルサイトに去年から楽天を追加するなど、受け口の分を広げております。あと、寄附していただくところがやはり首都圏とかというところがたくさん奈良市のほうに寄附をいただいていますので、その辺に当たって積極的なPR活動をあらゆる機会を通じて行っていきたいなというところがございます。

○三橋和史委員 ふるさと納税制度、ぜひ黒字になるように御努力いただいて、市長、また副市長、先頭に立ってPRに努めていただきたいというふうに思うんですね。そういった面をしっかりとさせていただいて、この貴重な税金を預かっているわけですから、無駄にすることなく収支、来年度予算案、適正化に向けてつなげていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。